

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会定款

平成17年1月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、唐津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉総合相談事業
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 福祉資金貸付事業
- (10) 生活困窮者自立支援事業
- (11) 生活支援体制整備事業
- (12) 在宅介護支援センターの経営
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 地域住民グループ支援事業
- (15) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- (16) 介護予防教室事業
- (17) 唐津市民活動支援センター事業
- (18) 居宅介護支援事業の経営
- (19) 老人居宅介護等事業の経営
- (20) 老人デイサービス事業の経営
- (21) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (22) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (23) 高齢者介護予防健康づくり事業
- (24) 離島いきいき元気づくり事業
- (25) 福祉サービス利用援助事業
- (26) 福祉バス運行事業
- (27) 唐津市呼子町高齢者福祉センターの経営
- (28) 唐津市ひれふりランドの経営
- (29) 唐津市相知町老人憩の家の経営

- (30) 唐津市肥前町福祉センターの経営
- (31) 唐津市肥前町老人憩の家の経営
- (32) 唐津市高齢者生活福祉センター(ひぜん荘)の経営
- (33) 大平山斎苑運営事業
- (34) 唐津市高齢者ふれあい会館の経営
- (35) 母子生活支援施設(双光園)の経営
- (36) 母子生活支援施設積立金貸付事業
- (37) 児童館の経営
- (38) 児童センターの経営
- (39) 放課後児童健全育成事業
- (40) 保育所の経営
- (41) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (42) 一時預かり事業の経営
- (43) 成年後見制度利用促進事業
- (44) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者とともに地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組むとともに、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、佐賀県唐津市二タ子三丁目 155 番地 4 に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を佐賀県唐津市浜玉町湊上 1602 番地 1、佐賀県唐津市相知町相知 2025 番地、佐賀県唐津市肥前町入野甲 1703 番地、佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1530 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が225,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 理事及び監事に対する報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) 公益事業に関する重要な事項

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として、毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。この場合、評議員会の日々の1週間前までに評議員に対して、書面で通

知する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 13 名以内

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法第 45 条の 16 の第 2 項第 1 号の理事長とし、常務理事をもって同条同項第 2 号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 17 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監視し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選出された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が別に定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、会長が招集する。この場合、理事会の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、書面で通知する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 27 条 理事会に議長を置き、議長は会長又は副会長とする。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、当該理事会に会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第30条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は別に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第31条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 900万円

(2) 建物

- ① 佐賀県唐津市東唐津三丁目172番地8他5筆所在 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 あげぼの保育園舎 1棟及び附属建物(689.65㎡)
- ② 佐賀県唐津市江川町703番地1所在 鉄骨造スレート葺平家建 清和保育園舎1棟及び附属建物(473.07㎡)
- ③ 佐賀県唐津市二タ子一丁目168番地3他2筆、373番地3所在 コンクリートブロック並びに鉄骨造アルミ葺、鉄骨造瓦葺、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 青葉保育園舎 3棟(948.45㎡)
- ④ 佐賀県唐津市東大島町2番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 大島保育園舎 1棟及び附属建物(472.78㎡)
- ⑤ 佐賀県唐津市町田三丁目1654番地所在 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建町田保育園舎 1棟(1,306.8㎡)
- ⑥ 佐賀県唐津市和多田先石3774番地1、3775番地1所在 鉄筋コンクリート造陸屋根・セメント瓦葺二階建 和多田保育園舎 1棟(1551.17㎡)
- ⑦ 佐賀県唐津市久里字八町574番地1、574番地3所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 くりのみ保育園舎 1棟及び附属建物(645.81㎡)
- ⑧ 佐賀県唐津市町田一丁目2646番地2所在 軽量鉄骨・鉄骨造スレート葺平

- 家建 長松保育園舎 1棟(736.61 m²)
- ⑨ 佐賀県唐津市二夕子二丁目1番地8所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 唐津市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護唐津事業所 1棟(276.58 m²)
- ⑩ 佐賀県唐津市七山仁部字前川内98番地5、98番地1所在 木造合金メッキ鋼板葺平家建 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援七山事業所及び唐津市社会福祉協議会通所介護事業所なないろ 1棟及び付属建物(324.21 m²)
- ⑪ 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番地2所在 木造スレート葺平家建 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか 1棟(293.39 m²)
- ⑫ 佐賀県唐津市半田天神元3232番地所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 くりのみ保育園半田分園舎 1棟(230.21 m²)
- ⑬ 佐賀県唐津市肥前町切木字仮屋藪乙548番地1所在 木造スレートぶき平家建 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所きりご 1棟(243.35 m²)
- ⑭ 佐賀県唐津市山田字四ツ枝3297番地1、3303番地所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 町田保育園山田分園舎 1棟(230.96 m²)
- ⑮ 佐賀県唐津市竹木場字下ノ原5616番地1 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 長松保育園竹木場分園舎 1棟(231.01 m²)
- ⑯ 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番地2所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか 1棟(325.79 m²)
- ⑰ 佐賀県唐津市町田5丁目553番地1、554番地1、555番地1所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 外町保育園舎 1棟(753.68 m²)
- ⑱ 佐賀県唐津市見借字松ノ木3888番地2所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 長松保育園見借分園舎 1棟(173.90 m²)
- ⑲ 佐賀県唐津市佐志中通4010番地2、4005番地、4010番地1 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 佐志保育園舎1棟(644.26 m²)

(3) 土地

- ① 佐賀県唐津市二夕子二丁目1番8所在 唐津市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護唐津事業所敷地(2,105 m²)
- ② 佐賀県唐津市相賀字高尾5134番2所在 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか敷地(2,707 m²)
- ③ 佐賀県唐津市相賀字高尾5140番1所在 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所おうか公衆用道路(209 m²)
- ④ 佐賀県唐津市肥前町切木字仮屋藪乙548番1所在 唐津市社会福祉協議会認知症対応型共同生活介護事業所きりご宅地(408.52 m²)
- ⑤ 佐賀県唐津市久里字八町574番3所在 唐津市社会福祉協議会 くりのみ保育園敷地(482.07 m²)
- ⑥ 佐賀県唐津市町田5丁目553番地1所在 唐津市社会福祉協議会 外町保育園敷地(903 m²)

⑦ 佐賀県唐津市町田5丁目554番地1所在 唐津市社会福祉協議会 外町保育園敷地(974 m²)

3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、唐津市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、唐津市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資にかかる担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号～第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 9 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 法人後見事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 10 章 解散

(解散)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 43 条 この法人が所有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 11 章 定款の変更

(定款の変更)

第 44 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、唐津市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を唐津市長に届けなければならない。

第 12 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 46 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長(理事)	原	満
副会長(理事)	井 手 昭	二
理 事	川 添 和	俊
同	吉 田	綏
同	保 利 喜	英
同	進 藤 正	美
同	牛 草 恵	美子
同	川 崎 八	州博
同	高 祖 美	奈子
同	相 島 昭	敏
同	岡 崎	實
同	佐 伯 浩	子
同	田 崎 仁	治
同	川 口 半	一郎
同	山 中 幸	光
同	久 満 泰	彦
監 事	草 川 展	二
同	吉 田 政	喜
同	米 光 紘	一

2 この定款は、知事の認可後法人合併登記完了の日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可後法人合併登記完了の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 21 日佐賀県指令 18 地福第 010014 号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 3 日佐賀県指令 18 地福第 010015 号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 22 日佐賀県指令 19 地福第 010005 号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 19 日佐賀県指令 21 地福第 010005 号認可)

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 5 日佐賀県指令 21 地福第 010193 号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日佐賀県指令 22 地福第 235 号認可)

この定款は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 8 日佐賀県指令 23 地福第 4 号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 22 日佐賀県指令 23 地福第 73 号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 25 日佐賀県指令 24 地福第 56 号認可)

この定款は、知事の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日佐賀県指令 24 地福第 338 号認可)

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 23 日唐保福第 1610 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日)

この定款は、理事会承認後から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 27 日)

この定款は、理事会承認後から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 19 日)

この定款は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日唐保福第 7 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 15 日唐保福第 151 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この定款は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日)

この定款は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 8 日唐保福第 429 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 19 日唐保福第 590 号認可)

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 16 日)

この定款は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日唐保福第 752 号認可)

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 8 日唐保福第 246 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日唐保福第 600 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日唐保福第 248 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日唐保福第 755 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 30 日唐保福第 183 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日唐保福第 694 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 28 日唐保福第 210 号認可)

この定款は、唐津市長の変更認可のあった日から施行する。